

広島県告示第三百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
戸坂南二丁目四地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町・丁目		地番		標柱番号	
広島市東区		戸坂南二丁目		二七八番	標柱一号		
				二七九番一	標柱二号及び三号		
				二八〇番	標柱四号及び五号		
		戸坂南二丁目		二七九番二	標柱六号		